

**平成 28 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査  
委員会の報告書を受けて講じた措置**

**第 193 回国会（常会）提出**



この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。



# 平成 28 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書 を受けて講じた措置

## 目 次

第 1 章 本報告書の位置付け .....	1
第 2 章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が 講じた措置 .....	6
「提言 2 : 政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組 .....	6
「提言 3 : 被災住民に対する政府の対応」を受けた取組 .....	13
「提言 4 : 電気事業者の監視」を受けた取組 .....	23
「提言 5 : 新しい規制組織の要件」を受けた取組 .....	31
「提言 6 : 原子力法規制の見直し」を受けた取組 .....	42



## 第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表 1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表 2）、昨年度は平成 28 年 5 月 31 日に「平成 27 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、第 190 回国会に提出した。

本報告書は、引き続き、国会法の規定に基づき、平成 28 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。構成については、政府に対する各提言を受けて平成 27 年度までに講じてきた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、平成 28 年度に講じた主な措置（一部平成 29 年 4 月のものを含む。）を取りまとめたものとなっている。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。



- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

#### 提言4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言1に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

#### 提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性： 政府内の推進組織からの独立性、事業者からの独立性、政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性： 各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

- 3) 専門能力と職務への責任感：新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

#### 提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。
- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること(いわゆるバックフィット)を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

#### 提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として(原子力臨時調査委員会 仮称)を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表2 国会法（抄）

国会法（昭和22年法律第79号）

附則第11項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

「関連白書等」に係る凡例

- ・ 防災白書 … 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成29年度の防災に関する計画」（平成29年6月16日閣議決定）
- ・ 原子力規制委員会年次報告 … 平成28年度原子力規制委員会年次報告書（平成29年6月2日閣議決定）
- ・ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告（平成28年11月29日閣議決定）
- ・ エネルギー白書 … 「平成28年度エネルギーに関する年次報告」（平成29年6月2日閣議決定）
- ・ 環境白書 … 「平成28年度環境の状況」及び「平成29年度環境の保全に関する施策」（平成29年6月6日閣議決定）  
「平成28年度循環型社会の形成の状況」及び「平成29年度循環型社会の形成に関する施策」（平成29年6月6日閣議決定）  
「平成28年度生物の多様性の状況」及び「平成29年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」（平成29年6月6日閣議決定）

## 第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

### 提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1)政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

#### 【基本的な対応】

- 平成24年9月の原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)の改正により原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長(必要に応じて他の国務大臣等)を充てることとともに、本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監(必要に応じて副大臣又は大臣政務官)を充てることとした。
- 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号。以下「設置法」という。)により平成24年9月に改正された原子力基本法(昭和30年法律第186号)に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣をそれぞれ充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成24年10月原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、内閣総理大臣官邸(以下「官邸」という。)を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保し、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に

対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定した。対策の拡充等に応じて、順次改正を行っている。

- 平成 26 年 10 月に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。
- 政府の危機管理体制の見直しを行うため、平成 27 年 3 月に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、同年 7 月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。
- 原子力災害対応体制の充実に加えて、防災全般についても、防災の専門人材の確保・育成や、過去に防災関連業務に従事した経験のある職員（いわゆる「防災予備役」職員）の活用を進める等、危機管理体制のさらなる充実に取り組んでいる。
- こうした取組を踏まえた原子力災害の対応体制を検証するため、自然災害との複合災害を想定しつつ、国、地方自治体、原子力事業者等が合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施している。

#### 【平成 28 年度に講じた主な措置】

（政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化）

平成 28 年度原子力総合防災訓練を平成 28 年 11 月 13、14 日に北海道電力泊発電所を対象に実施した。同訓練の中では、地震・津波と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震・津波による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。また、これらの合同会議においては、北海道庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

また、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアル

について、複合災害対策を強化するために平成 27 年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12 月 7 日に改訂を行った。

（原子力災害対策指針等）

原子力災害対策指針は、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成 29 年 3 月 22 日には核燃料施設等に係る原子力災害対策を盛り込んだ指針を改正した。

また、実用発電用原子炉の緊急時活動レベル( EAL: Emergency Action Level )の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定について検討し、平成 29 年 3 月 8 日にそれらの考え方( 骨子 )を取りまとめた。

原子力災害時医療の実施体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる原子力災害時医療の実施体制の整備促進に向け、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構( 放射線医学総合研究所 )、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の計 5 施設と原子力規制庁が緊密に連携を図り、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて原子力災害時医療ネットワークの構築を進めるとともに、教育・研修環境の整備・充実を図った。

また、原子力災害時における医療対応に係るマニュアルについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の改正を行うとともに、新たに原子力災害医療派遣チームに係る運用についての具体的方策を示すため、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」を平成 29 年 3 月 29 日に策定した。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 2 2)放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【基本的な対応】

○ 平成 25 年 9 月の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13 地域(泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内)それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ「共通課題についての対応方針」として平成 25 年 10 月に関係道府県に提示した。そして、平成 27 年 3 月、支援体制を強化するとともに、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援している(平成 29 年 3 月末時点において、地域防災計画は、対象となる 21 道府県全てにおいて、また、135 市町村のうち 132 市町村において策定済みである。避難計画については、106 市町村について策定済みである。)

地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において「緊急時対応」として取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、原子力防災会議に報告し了承を得ることとしている。これまで、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域及び玄海地域の 5 地域について了承がなされた。

また、地域原子力防災協議会の活動として、地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、防災訓練の実施、訓練結果からの教訓事項の抽出、更なる計画等の改善を柱とする PDCA サイクルを導入した。政府として、これらの仕組みを明確にするため、平成 27 年 3 月に防災基本計画を修正し、明記した。一旦策定した避難計画についても、地方公共団体への支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、継続して避難計画を改善・強化している(例えば、平成 28 年 7 月に「伊方地域の緊急時対応」を改定。)

○ 原子力災害対策指針では、住民の健康・安全の確保、対策の意思決定の明確化等の観点から、防護措置の基本的枠組みとして、原子力災害対策重点区域の設定（予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね5 kmを目安。）緊急防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね30kmを目安。）緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。）を設定した。

これらの区分ごとに、国と地方公共団体が行うべき情報提供、モニタリングや防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、オフサイトの対応措置を強化し、緊急モニタリングに係る計画作成、センター設置の要領や動員計画を策定している。

○ 原子力規制庁は、全国に地方放射線モニタリング対策官事務所を設置し（平成28年度には北海道及び新潟県に開設。）「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成27年度から運用するなど、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングが行える体制の充実・強化を行っている。

#### 【平成28年度に講じた主な措置】

（地域防災計画・避難計画の策定支援）

平成28年度は、9月2日に泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」が、11月22日に玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承された。また、7月14日には、平成27年度の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、そのより一層の具体化・充実化を図るため、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

平成28年度原子力総合防災訓練は、「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震・津波災害と原子力災害との複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。また、冬季の厳しい暴風雪の発生を想定し、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を、原子力総合防災訓練の一環として平成29年2月4日に実施した。



「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成 28 年度第 2 次補正予算における事業として、重要度が高い要配慮者等の放射線防護対策施設に対する支援や避難経路の状況等の調査研究を行っている。また、平成 29 年度当初予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等の支援などを行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

放射性ヨウ素のモニタリング体制の具体化等を図るため、「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を平成 28 年 9 月 26 日に改正し、公表した。

また、核燃料施設等の敷地内外に係る緊急時モニタリングの実施項目及び機器の整備について具体化等を図るため、同補足参考資料を平成 29 年 3 月 22 日に改訂し、公表した。

このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成 28 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において活用するなどして、その運用の向上を図った。

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

提言 2 3) 事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷や  
す、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場  
当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【基本的な対応】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法  
律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)の平成 24 年 6 月の改正  
により、事故時における発電所内での対応を含め、原子力事業者の災害の  
防止に関する必要な措置を講じる責務等が明確化されたとともに、原災法  
において、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任  
を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していること  
を明確化した。
- また、原災法の平成 24 年 6 月の改正により、技術的、専門的知見に基  
づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対  
応に必要な機材調達等については、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)  
指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担う仕組みを明確化した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言 3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【基本的な対応】

○ 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用して県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査(99.9%以上が10mSv未満)や事故時におおむね18歳以下であった全県民(平成24年4月1日までに生まれた子どもを含む。約37万人)を対象とした「甲状腺検査」(平成28年度から3巡目の検査を実施中)等を実施している。

福島県外に避難した県民等も「甲状腺検査」を受診できるよう、平成24年11月に福島県立医科大学が県外の医療機関と協定を結び、「甲状腺検査」を県外でも実施している。県外において実施している医療機関の数は、一次検査については105機関、二次検査については36機関となっている(平成29年3月1日時点)。

甲状腺しこり等(結節性病変)が認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援として、甲状腺に係る診療情報を提供いただいた方を対象に、福島県が平成27年7月から「甲状腺検査サポート事業」を開始し、平成28年度も継続して取り組んでいる。

国においては、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施しているほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施している。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

- 関係省庁間の強力な連携の下、原子力被災者をはじめとする放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進しており、これを通して住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進めている。
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」を平成 27 年 2 月に公表し、住民の放射線に係る健康管理や健康不安への対応について、疾病罹患動向の把握、地域のニーズに合ったリスクコミュニケーション事業の継続・充実等の施策に取り組んでいる。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR: United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation）が平成 26 年 4 月に公表した「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」等を活用しつつ、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」や「放射線リスクに関する基礎的情報」等の資料を作成するなど、国として放射線による健康影響に係る情報発信及び知識の普及に努めている。
- 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）を踏まえ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）等に基づき、福島再生加速化交付金において、相談員の育成及び配置や個人線量低減活動支援のための予算を措置している。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターをいわき市に整備し、避難指示区域内外の住民が抱える、放射線に対する不安を含む生活上の様々な不安にきめ細かに対応する相談員の活動を科学的・技術的な面からも支援している。
- 平成 26 年 2 月に取りまとめた「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」について、フォローアップ会合を開催し、各府省庁が実施した自己点検結果に基づき、各施策の取組状況や今後の方針についての確認や意見交換等を行い、施策を進めている（平成 29 年 1 月 19 日に第 2 回フォローアップ会合を開催。）

## 【平成 28 年度に講じた主な措置】

(健康管理・健康不安への対応)

UNSCEAR が平成 26 年 4 月 2 日に公表した、「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」附属書 A パラグラフ 175 では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されており、UNSCEAR の 2016 年白書でも、2013 年報告書の知見は「引き続き有効であり、それ以降に発見された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した」とされた。自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、飯舘村などの相談対応ニーズの高まっている地域において、他の市町村での運用例を紹介するなど新たに相談員の育成及び配置等を行うための支援を実施。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター(いわき市)において、当該地域の放射線相談員のほか、平成 28 年度から、新たに生活支援相談員なども対象に、相談員等の幅広い要望に応じて相談対応、専門家の派遣、研修会の開催等を実施している。

(関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言3 2)森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【基本的な対応】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定)に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施し、その解析結果を原子力規制委員会のホームページで毎月公表している。
- 除染を実施した地域については、その効果が維持されているか確認することなどを目的に、除染実施後のモニタリング等を行っている。

【平成28年度に講じた主な措置】

(放射線モニタリング)

平成27年度第55回原子力規制委員会(平成28年2月10日)での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、平成28年11月18日に結果を公表した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

#### 【基本的な対応】

##### ( 除染・中間貯蔵 )

○ 福島県等における除染等を推進するため、平成 24 年 1 月に福島県に環境省福島環境再生事務所を開設し、平成 26 年度末までに環境省本省等も含めて 500 人規模の体制を確立した。

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)等に基づき除染を実施し、平成 29 年 3 月末までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組んできた。

国が直轄で除染を行う除染特別地域に指定されている福島県内の全 11 市町村では環境省が除染作業を実施し、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきた。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしている。

○ 中間貯蔵施設については、平成 26 年 9 月に、福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨、大熊町長及び双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、平成 27 年 2 月に福島県並びに大熊町及び双葉町より施設への除去土壌等の搬入受入れが容認された。同年 3 月から各自治体の仮置場や除染現場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送を開始し、輸送量を段階的に拡大させている。併せて、中間貯蔵施設予定地の用地取得及び土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を実施している。

平成 28 年 3 月には中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」を公表し、これに沿って中間貯蔵施設事業を進めている。また、除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分に向けた中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を平成 28 年 4 月に取りまとめ、これらに沿って取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(平成27年6月12日閣議決定)にある以下の要件により決定している。

空間線量率から推定された年間積算線量が20 mSv以下になることが確実であること

電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること  
県、市町村、住民との十分な協議

(平成29年4月1日までに田村市、川内村、楢葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、避難指示を解除した。)

(賠償)

- 原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施している(平成29年3月時点で約7兆0,107億円の支払が行われた。)

(復興支援)

- 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。)により、福島復興再生基本方針に即して福島県知事の申出に基づき、平成25年3月に「避難解除等区域復興再生計画」を策定(平成26年6月改定)し、本計画で復興及び再生のための取組を示すこと等を通じ、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民、企業等に提供している。

- 被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂に基づき、平成27年8月に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」(以下「官民合同チーム」という。)を創設した。官民合同チームは、避難指示等の対象となった12市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。



○ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）に基づく被災者生活支援、新産業や働く場の創出等を目指す「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」の実現に向けた取組等を通じた福島復興を、必要な予算措置等により強力に推進している。

#### 【平成 28 年度に講じた主な措置】

##### （除染）

除染特別地域に指定されている福島県内の全 11 市町村では、環境省が除染作業を実施し、平成 29 年 3 月末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域でも住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。

帰還困難区域については、後述する改正後の福島特措法に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画という一つの計画の下で、各事業主体が連携して特定復興再生拠点区域における除染・解体とインフラ整備等を一体的に進めることとしている。

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の三省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年 9 月と 12 月に計 10 地区をモデル地区として選定した。

##### （中間貯蔵）

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 28 年度からは 110 人体制で取組を進め、地権者へ丁寧に説明している。平成 28 年度末までに、774 件、約 376ha について契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成 28 年 11 月 15 日には受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 28 年度は 15 万 m<sup>3</sup>程度の除去土壌等を輸送することを目標として中間貯蔵施設への搬入を行った。これに加えて、大熊町及び双葉町の協力を得て、福島県内の学校等の現場に保管されている除去土壌等について、両町の町有地を活用した保管場へ輸送を進めた結果、同年度末までに累計で約 23 万 m<sup>3</sup>の除去土壌等を搬入した。

平成 28 年 12 月 9 日には、「平成 29 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、平成 29 年度は約 50 万 m<sup>3</sup>程度の除去土壌等を輸送し、とりわけ学校などに保管されているものは優先的に輸送する、地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む、平成 29 年秋頃を目処に土壌貯蔵施設での貯蔵を開始するとともに、平成 30 年度の輸送量に対応する施設を着工する等の方針を公表した。

#### （避難指示区域の見直し）

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 26 年 4 月 1 日に田村市、同年 10 月 1 日に川内村の一部、平成 27 年 9 月 5 日に楢葉町において避難指示を解除したことに続き、平成 28 年 6 月 12 日に葛尾村、6 月 14 日に川内村の残り全て、7 月 12 日に南相馬市、平成 29 年 3 月 31 日に飯館村、川俣町、浪江町、同年 4 月 1 日に富岡町において避難指示を解除した。

帰還困難区域については、平成 28 年 8 月 31 日に復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合で「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（以下「特定復興拠点」という。）の整備等について、基本的な考え方を示した。

この考え方を具体化するため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、特定復興拠点を整備する計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点においても活用できるようにする等の方針を示し、その実現に必要な措置を盛り込んだ福島特措法改正法案を第 193 回国会に提出した。加えて、平成 29 年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講ずることとした。

#### （賠償）

原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 29 年 3 月 24 日時点で、約 7 兆 0,107 億円の支払が行われている。

東京電力は、平成 29 年 1 月以降の農林業賠償に係る取扱いについて、損害がある限り賠償するという方針の下、避難指示区域内においては、年間逸失利益

の3倍相当額を賠償し、その後も事故との相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業者の意見も踏まえた方式で適切に賠償する旨、

避難指示区域外においては、1年間を目途に現行の風評賠償を継続し、平成30年以降の具体的な在り方について、農林業者の意見も踏まえた上で、平成29年末までに確定させ、平成30年から適用する旨を決定した。

東京電力は、平成26年7月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会（平成29年1月31日開催）において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行った。

#### （復興支援）

前述したとおり、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の必要な措置を福島特措法改正法案に盛り込んだ。

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災12市町村のまち機能の強化に向けて、新規創業等への支援を図るため、平成28年度第2次補正予算において「原子力災害被災地域における創業等支援事業」に1.5億円を計上するとともに、被災事業者の自立等支援事業を継続するため、平成29年度予算においても54億円を計上した。

また、官民合同チームの体制を強化するため、中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにするなどの措置を福島特措法改正法案に盛り込んだ。

福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「福島イノベーション・コースト構想」を推進しており、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）、国際産学連携等の各拠点の整備を進めているところである。また、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化も着実に進んでいる。

ロボット分野では、平成28年4月20日に、福島県が、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドを南相馬市及び浪江町に整備することを決定した。また、その整備に向けて、これまで3回にわたって有識者等によるタスクフォースを開催し、各施設・設備に求められる仕様等の詳細検討や基本設計を進めている。また、ロボットテストフィールドの認知度向上に資するイベント開催に対する支援を行っている。

これらの拠点整備に係る予算に加えて、福島イノベーション・コースト構想の重点分野を対象として、地元企業と進出企業の連携による実用化開発を支援するための予算と合わせて、平成 29 年度における同構想関係予算として計 101 億円を計上した。併せて、ロボットやエネルギー等の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。

さらに、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島特措法改正法案に同構想に係る取組も位置付けた。

加えて、福島イノベーション・コースト構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を平成 28 年 9 月 7 日に決定した。本構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた取組等を推進するための関係予算として、平成 29 年度予算において計 527 億円を計上した。

(関連白書等：環境白書、エネルギー白書、  
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

#### 提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

#### 【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や面談にて使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め職員 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 原子力規制委員会や各種審査会合等は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

【基本的な対応】

- 総合資源エネルギー調査会原子力小委員会のワーキンググループが、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上に係る取組の共有及び調整、改善を促すため、平成 26 年 5 月に「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」、平成 27 年 5 月に「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめ、関係者間での取組の相互認識の必要性等について提示した。

これらの提言を踏まえ、各電気事業者が自主的安全性向上の取組を発表するとともに、原子力産業界全体の取組として、平成 26 年に電力中央研究所の下に「原子力リスク研究センター (NRRC: Nuclear Risk Research Center)」が設置され、原子力の自主的な安全性向上に必要な確率論的リスク評価 (PRA: Probabilistic Risk Assessment) 等の研究開発と成果の活用サイクルを回すべく、各主体が共同で検討を実施する体制が構築された。

- また、原子力事業者等が平成 24 年に設立した「(一社)原子力安全推進協会 (JANSI: Japan Nuclear Safety Institute)」では、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会 (INPO: Institute of Nuclear Power Operations) にならい、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

JANSI では、原子力施設の運営や設備を評価する取組 (ピア・レビュー) を INPO 等と連携して行うとともに、各種活動に関して、協会代表、理事長と事業者トップが直接意見交換する会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー (ピア・プレッシャー) をかけるとともに、コミュニケーションの円滑化を図っており、これらの活動を通じて、電気事業者間における相互監視体制が構築されている。

## 【平成 28 年度に講じた主な措置】

### （リスク情報の活用）

NRRC と事業者が連携して、リスク評価や外部事象評価に係る、安全対策上の土台となる研究を推進。平成 28 年 7 月 1 日、NRRC に「リスク情報活用推進チーム」を設置し、リスク情報を活用した意思決定に向けた PRA 活用等のロードマップ策定や、PRA 実施体制の整備を実施している。

また、原子力事業者は、PRA 手法の高度化に向けて、四国電力の伊方原子力発電所 3 号機をパイロットプラントに選定し、平成 27 年 1 月から継続して、研究開発と実機への適用に取り組んでいる。平成 28 年度からは柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機についてもパイロットプラントに選定し、研究開発と実機への適用に取り組みはじめた。

さらに、国による委託研究として、平成 26 年度から引き続き、NRRC が、伊方原子力発電所 3 号機のデータを活用し、地震 PRA の高度化に取り組んだ。

### （自主規制機関の取組）

JANSI が、主に以下の 3 つの取組を実施した。

川内原子力発電所及び高浜原子力発電所においてピア・レビューを実施した。

また、主に稼働中の原子力発電所の安全確保活動を評価する仕組み（発電所総合評価システム）を導入し、運転実績指標等に基づく評価を開始した。

さらに、再稼働における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼働ガイドライン」に基づき、平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月にかけて、準備状況レビュー等を伊方原子力発電所に対して実施した。平成 28 年 12 月からは、玄海原子力発電所に対する支援を開始した。

### （「原子力と安全ワークショップ」の開催）

事業者による安全性向上に向けた取組を一過性に終わらせず、継続的なものとするために必要なステークホルダー間の関係性を「継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム」と呼ぶこととし、システムの在り方及びその構築のために必要な取組を議論するために、平成 29 年 2 月 23 日、原子力に係る専門家を世界各国から招聘する形で、原子力と安全に関するワークショップを開催した。

（関連白書等：エネルギー白書）

提言4 3)東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

【基本的な対応】

(自己改革実施の促進)

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)に基づき、経営の合理化や経営責任の明確化等を含め、東京電力が原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「原賠機構」という。)と共同で作成した「総合特別事業計画」及びこれを全面改正した「新・総合特別事業計画」を政府として認定した。

同計画の履行確保のため、原賠機構は、平成26年3月に、平成28年度までに達成すべき目標として「経営評価の基準」を策定し、平成28年5月には、原賠機構が進捗状況についての中間レビューを実施した。引き続き、東京電力が計画に沿った取組を進めていくよう履行の確保に努めていく。

なお、平成29年3月に、原賠機構と東京電力は共同で「新々総合特別事業計画の骨子」を発表し、更なる経営改革に向けた方向性を示している。

(ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等の再構築)

- ガバナンス体制について、東京電力は政府から認定を受けた両計画に沿って、組織改編などガバナンス体制の再構築を進めてきている。
- 危機管理体制について、東京電力は社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を平成24年9月に設置し、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督することとした。また、廃炉・汚染水対策については、平成26年4月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、安全かつ着実に進めることとしている。
- 情報開示体制について、東京電力は、国からの指摘等を受けて、情報公開の推進や組織の改編を行った。平成27年3月に見直しに係る報告を行った「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」に基づき、平成27年4月以降、東京電力は放射線に関するデータの公開範囲を順次拡大し、平成27年8月以降、放射線に関する全データを公開している。



( 廃炉・汚染水対策 )

- 廃炉・汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」(平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定)に基づき、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議や廃炉・汚染水対策チームを設置するなど政府が総力を挙げて対応するための体制を整備した。また、汚染水問題に適切に対応するという目的の下、現地における政府、東京電力、福島県等の関係者の連携と調整を強化するため、廃炉・汚染水対策現地調整会議を設けるとともに、廃炉・汚染水対策現地事務所を設置して、関係省庁から東京電力福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。
- こうした体制強化に加え、平成 27 年 6 月に同会議において改正した「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援を行うなど、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。
- 汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」(平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定)に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
- 廃炉については、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から、支援体制を強化する必要があるため、平成 26 年 5 月に改正された原子力損害賠償・廃炉等支援機構法により、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、事業者には線量の測定、記録等を義務付けるとともに、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施や被ばく線量情報の一元的な管理を求めている。労働基準監督機関はこれらの実施状況の確認や必要な指導を行っている。
- 東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設を平成 24 年 11 月に原子炉等規制法に基づく「特定原子力施設」に指定し、原子力規制委員会が「措置を講ずべき事項」を示した。その後、同委員会は、東電から示された「実施計画」を審査し、平成 25 年 8 月に同計画を認可した。

## 【平成 28 年度に講じた主な措置】

### （ガバナンス体制）

平成 28 年度末の「経営評価」に向けて、平成 28 年 5 月には、原賠機構において、平成 27 年度における進捗状況についての中間レビューを取りまとめた。なお、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、廃炉・汚染水対策については、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要であり、国はそれに必要な制度整備等を行うこととされた。これを踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金を機構に積み立てることを義務付ける等の措置を講ずることを内容とする「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」を平成 29 年 2 月 7 日に第 193 回国会に提出した。

一方で、東京電力ホールディングスが、柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟の耐震性に係る審査にあたり、従来の評価（平成 25 年）より厳しい評価（平成 26 年）を平成 29 年 2 月の審査会合まで説明しなかったことなどに対して、地元等から厳しい指摘を受けた。この問題について、東京電力は、平成 29 年 3 月発表の「新々総合特別事業計画の骨子」に記載の方針に沿って、審査対応の観点は当然のこと、組織体質・ガバナンスの問題として捉え、規制対応向上チームの設置、組織間の情報連携の改善、地元本位・社会目線での行動をはじめ、その本質的な改善を進めることとした。

### （危機管理体制）

東京電力福島第一原子力発電所において、平成 28 年 12 月 4、5 日に発生した人為的なミスによる冷却水トラブルを踏まえ、東京電力は、再発防止策として、作業員の教育強化や物理的防護など、ソフト・ハード両面からの、短期・中長期の対策を行っている。

### （情報開示体制）

東京電力ホールディングスは、平成 27 年 8 月以降、東京電力福島第一原子力発電所の放射線に関する全データを公開している。加えて、平成 28 年 7 月より敷地境界付近のダストモニタ測定値のリアルタイム公開、10 月より港湾口海水モニタ測定値のリアルタイム公開を開始した。また、原子炉への注水量の低減に伴い、平成 29 年 2 月より 1～3 号機の原子炉圧力容器・原子炉格納容器の温度、原子炉格納容器内の放射能・水素濃度のリアルタイム公開を開始している。

( 廃炉・汚染水対策の進捗状況 )

汚染源に水を「近づけない」対策については、凍土方式の陸側遮水壁について、平成 28 年 3 月 31 日に原子力規制委員会の認可を得て凍結を開始し、10 月 9 日には海側の凍結が完了した。山側についても未凍結としていた 7 箇所のうち、平成 29 年 3 月までに 6 箇所の凍結が開始されており、凍結完了に向けて原子力規制委員会の認可を得ながら、作業を進めていく。

汚染水を「漏らさない」対策については、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへのリプレースを進めるとともに、タンク周囲には二重堰を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1 日 4 回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。

汚染源を「取り除く」対策については、汚染水処理対策委員会の下に設置したトリチウム水タスクフォースにおいて、多核種除去設備等で処理した水の技術的な評価結果を平成 28 年 6 月に取りまとめた。さらに、同タスクフォースの技術的な観点に加え、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めるため、9 月 27 日、「汚染水処理対策委員会」の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、11 月 11 日より議論を開始した。

廃炉対策については、燃料デブリの取り出しに向けて、取り出し工法の研究開発を進めるとともに、原子炉や格納容器の内部状況をできる限り事前に把握することを最優先の課題として取り組んでいる。平成 28 年 3 月から 7 月にかけて、2 号機において宇宙線ミュオンを用いた原子炉内部の状況調査が実施され、圧力容器底部に燃料デブリと考えられる高密度の物質が存在することが確認された。平成 29 年 1 月から 2 月にかけて、2 号機原子炉格納容器内へカメラや遠隔操作ロボットを投入する調査を実施しており、多くの画像、放射線量、温度データの実測値等を取得し、廃炉に向けた大きな一歩になった。また、3 月には、1 号機においても原子炉格納容器内へ遠隔操作ロボットを投入し、放射線量や画像データを取得した。これらのデータを分析・評価している。平成 29 年に、3 号機においても、遠隔操作ロボットを投入し、より詳しい情報の収集を進めるとともに、こうした調査等の結果を踏まえ、号機ごとの燃料デブリ取り出し方針を決定することとしている。

また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として、「櫛葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡櫛葉町）が、平成 28 年 4 月 1 日より本格運用を開始した。

東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、東京電力の作業の進捗状況に応じ、28件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。

また、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について前回改定以降の進捗状況や、1、2号機排気筒の上部解体時期、メガフロートの対策時期等の特定原子力施設監視・評価検討会において明確になった工程等を踏まえ、平成28年度第48回原子力規制委員会(平成28年12月14日)において、平成28年12月版へ改定を行った。

(関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告)

#### 提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言 5 1)高い独立性： 政府内の推進組織からの独立性、 事業者からの独立性、 政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

#### 【基本的な対応】

○ これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に規定される委員会として、原子力規制委員会を平成 24 年 9 月に設置した。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、原子力規制委員会に置かれる審議会等に関する規定を設けた。また、原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁を置き、原子力規制庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとした。

○ 平成 25 年 1 月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則（（ 1 ）独立した意思決定、（ 2 ）実効ある行動、（ 3 ）透明で開かれた組織、（ 4 ）向上心と責任感、（ 5 ）緊急時即応）を掲げた。

これにのっとり、 政府内の推進組織からの独立性、 事業者からの独立性、 政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

○ 平成 27 年 9 月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「 3 年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめにおいて、独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出し難いとされた。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

(国際的な評価の受入れ(独立性・透明性))

国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)を実施している。

IRRS ミッションチームは、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日し、レビューを行い、4 月 23 日(日本時間)に、IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められており、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。同報告書のうち、規制組織の独立性、透明性に関しては「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げている。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言5 2)透明性： 各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。 定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。 推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。 委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成24年9月に決定した、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論も原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見等における質疑応答等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。
- 原子力規制委員会は平成24年9月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員3人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成24年10月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。
- 原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

(国際的な評価の受入れ(独立性・透明性))(再掲)

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

IRRS ミッションチームは、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日しレビューを行い、4 月 23 日(日本時間)に、IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められており、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。同報告書のうち、規制組織の独立性、透明性に関しては「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げている。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)



提言5 3)専門能力と職務への責任感： 新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。 外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。 新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

【基本的な対応】

○ 原子力規制委員会は、人材確保のため、民間等の実務経験者や将来原子力規制行政を担う若手職員等の採用に努めている。人材育成については、平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置したほか、同年6月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」等を策定して、これらに基づき研修の実施・充実に努めている。また、専門職大学院入学や海外留学、在外公館や国際機関等への職員派遣など、国内外への派遣を積極的に行っている。

なお、平成27年9月の「3年以内の見直し検討チーム」の最終取りまとめでは、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

○ 外国人有識者からの助言を得るため、原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者に国際アドバイザーを委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方等を含む全般的な課題に助言を得ているほか、我が国の取組を紹介しつつ原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、多国間・二国間の規制機関間の枠組みを通じて意見交換や情報収集を行った。なお、国際アドバイザーからの助言は国民にも公開し、国民との情報共有にも努めた。

○ ノーリターンルールについては、平成27年度第30回原子力規制委員会（平成27年9月30日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事

異動を実施することとした。また、他の部署を経由して原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

#### 【平成 28 年度に講じた主な措置】

##### （原子力規制委員会の人材確保・育成）

原子力規制委員会発足以降、平成 29 年 3 月 31 日までに、民間企業等からの実務経験者の採用については 185 名を、また、新規採用者については 93 名を採用した。結果として、平成 29 年 1 月 1 日時点における職員数は 955 名、定員充足率 98.7%となり、定員をほぼ充足するに至った。引き続き、即戦力となり得る優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 28 年度は大学が実施機関となるもの等 13 件の案件を採択した。

職員の専門性の向上のため、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定）等に基づき、原子力安全人材育成センターを活用して、力量管理制度の検査官に対する試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進等人材の育成に取り組んだ。

また、検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直しを行うとともに、平成 27 年度に整備したプラントシミュレータを用いた研修の本格的な運用を開始した。さらに、新たな検査制度の検討を踏まえ、米国の検査官育成プログラムを参考に、検査官等に対する教育訓練プログラムの整備に着手した。

また、人材育成の一環として、国内外への留学や派遣については、専門職大学院や国際機関等への職員派遣に加え、平成 28 年度から新たに海外大学院や在外公館（英国大使館）への派遣を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 4)一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【基本的な対応】

○ 組織体制の効果的な一元化を図るべく、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として平成24年9月に原子力規制委員会が発足した。

平成25年4月に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

平成26年3月に独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）が施行され、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務も移管された。

○ 緊急時の対応については、平成24年10月に原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保するとともに、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC: Emergency Response Center）によるバックアップ体制も強化した。なお、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づくオンサイト対応については原子力規制委員会が行うこととされている。

緊急時の中央と現地の連絡調整を確実に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

【平成28年度に講じた主な措置】

（政府の危機管理組織の在り方）

原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成27年度に行った防災基本計画の修

正等を踏まえて、12月7日に改訂を行った。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

提言5 5)自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。  
平成 25 年 1 月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として決定した。
- 自己変革については、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会で決定した原子力規制委員会マネジメント規程に基づくマネジメントシステムについて、平成 27 年 4 月から本格的な運用を開始した。このマネジメントシステムに基づき、平成 27 年度からは、年度ごとに重点計画を作成し、年度末に実績・成果について評価を行い、次年度の重点計画に反映させている。また、同年 5 月の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。  
また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「行政機関政策評価法」という。）に基づく政策評価を実施しているほか、IRRS や IAEA による国際核物質防護諮問サービス（IPPAS: International Physical Protection Advisory Service）での指摘や国際アドバイザーからの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて実施している。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

（マネジメントシステムの本格的な運用と改善）

マネジメントシステムを継続的に改善していくため、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善口

ードマップ」(平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会(平成 28 年 11 月 22 日)決定)を策定した。

また、行政機関政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価について、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成 27 年度実施施策の事後評価、平成 28 年度実施施策の事前分析を行い、平成 28 年 8 月 24 日に評価書を取りまとめた。

また、平成 28 年 4 月から内部監査を行うために原子力規制庁に設置された監査・業務改善推進室では、平成 28 年度に 6 部署に対し内部監査を実施し、国際対応を戦略的に行うための体制づくりや、審査手続きのマニュアル化等の業務改善のための指導等を行った。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等)

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

IRRS ミッションチームは平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日してレビューを行い、4 月 23 日(日本時間)に IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、その更なる改善が求められており、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。良好事例の一つとして「原子力規制委員会は、自然災害対応、重大事故対策、緊急事態に対する準備、及び既存施設へのバックフィットの分野において東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた」ことが挙げられている。

原子力規制委員会では、IRRS ミッション受入れのために行った自己評価の過程で把握した改善すべき事項を含め、IRRS において明らかになった課題について対応方針を取りまとめ、検査と執行、放射線源規制・放射線防護及び人材育成・確保を含む 31 の課題について改善に取り組むこととした。

その一環として、検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化等に対応するため、原子力規制委員会の対応を強化するための予算要求を行った。

また、平成 26 年度に受け入れた IAEA の IPPAS から示された勧告事項や助言事項を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、関係する規則の改正等継続的な改善に

取り組んでおり、平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)において、過去に IPPAS ミッションを受け入れた国が、勧告事項や助言事項に対する対応の妥当性について評価を得る機会である IPPAS フォローアップミッションの要請を受け入れることを決定した。

さらに、原子力規制委員会委員長は、平成 29 年 2 月に、国際アドバイザー(米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者を原子力規制委員会委員長が指名。)のメザーブ氏と面会し、国際アドバイザーからの助言や IRRS の指摘等を踏まえて新しい検査制度の導入を進めていることなどについて意見交換を行った。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言 6 1)世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

【基本的な対応】

- 原子力基本法における原子力利用の安全の確保についての基本方針や、設置法、原子炉等規制法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
- 発電用原子炉施設についての規制を電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）から原子炉等規制法に移管して一元化等を図るとともに、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染防止のための措置についても環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の適用対象とするなどの改正を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、最新の技術的知見、IAEA の安全要件等に示された考え方や各国の規制基準、海外の規制動向等を踏まえた、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入した。
- 発電用原子炉については平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については同年 12 月に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等に伴う原子炉等規制法に基づく規制基準が見直され、いわゆる新規制基準を策定した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

（検査制度の見直し）

平成28年度第5回原子力規制委員会（平成28年4月25日）において、IRRS報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘に対し、実効性のある検査を実施できる仕組みとするために、原子炉等規制法を改正し、事業者の一義的責任が明確な制度とした上で、事業者による安全確保の取組の状況に応じて検査部門の判断で検査項目を選定することとするなどの対応方針を了承した。

これを踏まえ5月から、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家



から構成される「検査制度の見直しに関する検討チーム」を開催した。同チームでは、事業者の参加を得て公開の場で議論を進めた。8月には中間取りまとめ（素案）を策定し、意見公募手続の実施及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会での検討を経て、11月に検査制度の見直しに関して中間取りまとめを行った。

原子力規制委員会では、この中間取りまとめ等を踏まえて原子炉等規制法の改正準備を進め、平成28年度第52回原子力規制委員会（平成28年12月28日）において、法改正の骨子を了承した。平成28年度第59回原子力規制委員会（平成29年2月1日）において決定した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」は、平成29年2月7日に閣議決定され、第193回国会に提出された。その後、3月23日に衆議院本会議、4月7日に参議院本会議において政府案のとおり可決され、4月14日に公布された。

同法では、より高い安全性の確保を目指して、事業者、規制機関双方の取組の強化する観点から、原子力施設の規制基準への適合性を確認する行為を、事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っている。また、規制機関が、事業者の保安活動全般を対象に、事業の許可・指定等から廃止措置の終了まで切れ目なく一貫して、時期、内容を限定することなく、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けるとともに、規制機関が検査結果を踏まえた評定を行い、以後の検査に安全の実績を的確に反映させる原子力規制検査に基づく監督の取組により、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。そのほか、規制基準の策定に当たっては、原子力の安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨を明記している。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言6 2)安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

【基本的な対応】

- 事業者の責任については、原子炉等規制法や原災法において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令により、緊急時対策所や原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が計画を定めて実施すべき事項を明確化した。

- 原子力災害対策本部における役割分担については、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担うことを明確化した。

今後は、こうした役割分担を基本としつつ、防災訓練の積み重ねによる関係機関間の連携性の向上等を図るとともに、抽出された課題や教訓を踏まえて役割分担等についても必要に応じて不断に改善を図っていく。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的規定において「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」としており、平成 25 年に施行された新たな規制基準等では、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に改善することとしている。平成 26 年度以降、実用発電用原子炉等に係る基準に関する規則の解釈を改正するなど必要な見直しを行っている。
- IRRS や IPPAS のミッションによる国際的な評価の受入れ、IAEA や経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA: OECD Nuclear Energy Agency) 等の国際機関が開催する国際会議への参画、国際原子力規制者会議 (INRA: International Nuclear Regulators Association) や西欧原子力規制者会議 (WENRA: Western European Nuclear Regulators Association) 等の多国間の枠組み・海外の原子力規制機関との二国間協力の枠組み等を通じた海外の知見の取り込みを行った。また、技術情報検討会や原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における国内外の事故・トラブル情報及び海外の規制動向に係る情報の収集、分析を踏まえた対応についての助言等も踏まえ、最新の科学的・技術的知見の規制への反映について検討している。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故原因を究明するため、原子力規制委員会として検討会を立ち上げ議論を行い、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」を平成 26 年 10 月に取りまとめて公表するとともに、国際社会にも発信を行った。
- 原子力規制委員会は、行政機関政策評価法に基づく政策評価を毎年度実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしている。設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

## 【平成 28 年度に講じた主な措置】

### （原子力規制への最新の技術的知見の反映）

IRRS による「定期的な規制要件及びガイドの見直し」に関する勧告を踏まえて、従来から実施している最新の科学的・技術的知見の規制への反映について整理し、収集・整理する情報の範囲とその体制、情報のスクリーニング及び規制基準への適用の考え方並びにこれらの手順等を取りまとめ、平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）において了承した。

### （原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会）

「IRRS レビュー対応への評価等」に対応するため、7 月以降ほぼ毎月行い計 8 回の審査会（7 回は合同審査会）を開催した。なお、第 15 回原子炉安全専門審査会・第 14 回核燃料安全専門審査会合同審査会において、新たな調査審議事項として「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方及び原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。

また、平成 27 年度に設置を決定した原子炉火山部会が開催された。

### （国際会議への参画等）

IAEA、OECD/NEA などの常設委員会を含む各種会議、原子力の安全に関する条約の会合に参画するとともに、INRA（平成 28 年 5 月 9 日～10 日、9 月 27 日開催）や日中韓上級規制者会合（TRM: Top Regulators Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea / 平成 28 年 11 月 29 日開催）等に参画するとともに、米仏をはじめとする規制機関との対話を行い、海外の知見の取り込みを行った。また、WENRA（平成 28 年 10 月 26 日、27 日開催）で原子力規制委員会がオブザーバー加盟することを表明し、了承された。

### （原子力安全研究の推進）

原子力規制委員会は、平成 27 年度以降の安全研究の分野を定めた、「原子力規制委員会における安全研究について - 平成 27 年度版 - 」に基づいて、平成 28 年度も 9 研究分野 35 件の安全研究プロジェクトを実施した。

安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA 技術報告」として公表している。平成 28 年度は 2 件を公表するとともに、13 件の論文投稿、43 件の学会発表を行った。

また、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、実施すべき研究分野を見直すこととし、平成 28 年度第 19 回原子力規制委員会（平成 28 年 7 月 6 日）において「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を策定し、平成 29 年度以降を対象に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」を原則として毎年度策定することとした。

#### （東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

東京電力福島第一原子力発電所における事故の原因を究明するための継続的な取組として、平成 28 年度においては、これまでに行った東京電力福島第一原子力発電所 3 号機及び 4 号機のオペレーティングフロアにおける線源調査の結果を取りまとめ、国際会議での発表等を行った。また、OECD/NEA による調査研究活動等に参加した。

#### （IRRS 及び IPPAS の指摘への対応）（再掲）

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価（レビュー）の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

IRRS ミッションチームは平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日してレビューを行い、4 月 23 日（日本時間）に IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、その更なる改善が求められているもので、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。良好事例の一つとしては「原子力規制委員会は、自然災害対応、重大事故対策、緊急事態に対する準備、及び既存施設へのバックフィットの分野において東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた」ことが挙げられている。

原子力規制委員会は、同報告書の取りまとめに先立ち、同年 3 月に IRRS において明らかになった課題について対応方針を取りまとめており、原子炉安全専

門審査会及び核燃料安全専門審査会の評価及び助言も得つつ、対応を図っているところである。

また、平成 26 年度に受け入れた IAEA の IPPAS から示された勧告事項や提言事項を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、関係する規則の改正等継続的な改善に取り組んでおり、平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)において、過去に IPPAS ミッションを受け入れた国が、勧告事項や提言事項に対する対応の妥当性について、評価を得る機会である IPPAS フォローアップミッションの要請を受け入れることを決定した。

さらに、原子力規制委員会委員長は、平成 29 年 2 月に、国際アドバイザー(米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者を原子力規制委員会委員長が指名。)のメザープ氏と面会し、国際アドバイザーからの助言や IRRS の指摘等を踏まえて新しい検査制度の導入を進めていることなどについて意見交換を行った。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言6 4)新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること(いわゆるバックフィット)を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

【基本的な対応】

- 設置法により平成25年に改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度を原則化した。
- 規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて継続的に見直すこととしている。
- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき審査することとした。

【平成28年度に講じた主な措置】

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)(再掲)

原子力規制委員会は、IRRSにおける課題「定期的な規制要件及びガイドの見直し」に関する勧告を踏まえて、従来から実施している最新の科学的・技術的知見の規制への反映について整理し、収集・整理する情報の範囲とその体制、情報のスクリーニング及び規制基準への適用の考え方並びにこれらの手順等を取りまとめ、平成28年度第45回原子力規制委員会(平成28年11月22日)において了承した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)